

高砂市外国人学校補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人学校における教育条件の向上を図るため、外国人学校に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「園児」とは、学校教育法（昭和24年法律第26号。以下「法」という。）第26条に規定する幼稚園に入園することのできる者をいう。

2 この要綱において「児童」とは、法第18条に規定する学齢児童をいう。

3 この要綱において「生徒」とは、法第18条に規定する学齢生徒をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす外国人学校を設置するものとする。

(1) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項に規定する法人であること。

(2) 法の規定による幼稚園、小学校及び中学校と同等の教育を行っていること。

(3) 高砂市内に住所を有する園児、児童又は生徒（以下「園児等」という。）が在籍していること。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、外国人学校における施設及び設備の改善に要する経費並びに管理運営に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 施設及び設備の改善に要する経費 外国人学校に在籍する高砂市内に住所を有する園児等の数に、10,000円を乗じて得た額とする。

(2) 管理運営に要する経費 外国人学校に在籍する園児等の数に応じ、次に掲げる額

ア 園児等の数が1人以上5人未満のとき 50,000円

イ 園児等の数が5人以上10人未満のとき 100,000円

ウ 園児等の数が10人を超えるとき 200,000円

2 前項に規定する園児等の数は、当該年度の5月1日現在の在学者名簿の人数とする。

3 高砂市外国人学校補助金の額は、前2項により算出した合計額に100分の80を

乗じて得た額とし、その額が補助金の対象経費の3分の1を超える場合は、3分の1の額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

（在学者名簿）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、5月1日現在の在学者名簿を、当該年度の6月末までに高砂市長に提出しなければならない。

（補助金の交付手続）

第7条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の高砂市外国人学校補助金交付要綱の規定は、平成14年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。